

議案第 6 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の自動交付)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。)に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用用電子証明書を記録した個人番号カード</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用用電子証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)</p>	<p>(印鑑登録証明書の自動交付)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>自ら</u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。)に個人番号カードを使用して暗証番号及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けすることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。